

右於御黒書院溜御老中主殿頭田沼列座、寺社奉行へ右近將監渡之、表御祐筆組頭持出之、

寺社奉行不殘罷出、本因坊碁所被仰付候旨、

〔翁草百七十四〕近年の碁家井上因碩當時在京山は半名人にて上手には少優りぬれども、今少の違ひにて碁所に不至、兎角する間に年も老、其上所勞に仍、其身碁所の望も絶、久敷名人中絶して道衰るに似り、此上は本因坊察元末年も不老、家藝我に優りて見ゆれば、是を因碩が上表して、碁所にせんと欲る所に、察元因碩が老衰病屈を見込て、進て勝負を望む、因碩素より右の主意なれば、なじかは否とは申べき、去ながら老衰所勞の上なれば、手談の試に不及、察元を吹舉せんと欲れども、察元不諾、是非古例の通手相の上にて、勝敗に可任と申に仍、不得止事、其趣を言上して、察元との碁有、果して察元勝果せて、望の通察元へ碁所を命せられぬ、仍雙方の徒互に快からず、陰にて色々評せりとなん、因碩は勝負に不及、察元を吹舉せば、老人の執計世に聞えてもおとなしく難なかるべしとの主意也、察元は古來勝敗を以命せらるゝ事を、夫に不及して、經上る時は、世人の伏せざる處也との意なるべし、雙方一理有て可否奈何とも難評、

碁家、本因坊井上安井、林也、各同格にて、仲か間也、碁所になれば、殘三家を支配して、其道の棟梁たり、其身御紋の時服を拜領し、一等格式違ふ也、されども御目見以上と云にも非ず、先は格外なる物也、四家互に勵競も理りなり、

〔續泰平年表〕弘化元年五月、是月下旬、碁方井上因碩上書不願恐怖奉言上候、抑微臣之祖は、慶長年被召出、折々技藝軍慮之行法等御尋有之、賜世祿之後、台廣公德川秀忠之御治世より、唯今迄、數代公祿を奉食全く不奉公、年に一度上覽之御用、一統之奉行被仰付、○下略

〔視聽草六集九〕碁道珍話

本因坊代々 知行五十石二十人扶持

- 元祖 名人 筭砂
- 二代 名人 道碩
- 三代 名人 筭悅
- 四代 名人 道悅
- 五代 名人 道策
- 六代 名人